一般国道１０３号改築工事（秋田県鹿角市十和田大湯地内）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成１４年６月５日に秋田県より申請のあった一般国道１０３号改築工事（秋田県鹿角市十和田大湯地内）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

（１）土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３条第１号に掲げる「道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路」及び第３条第３５号に掲げる「前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設」に該当するため、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

（２）土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業に係る一般国道の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和３９年法律第１６３号）附則第３項の規定に基づく改築であり、起業者である秋田県は、当該事業について、道路法第７４条第２項の規定による認可に代わる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第６条の規定に基づき補助金の交付決定を受けていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と判断される。

以上により、秋田県は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

（３）土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

本件事業は、秋田県鹿角市十和田大湯字大楽前地内を起点とし、同県同市十和田大湯字高崩地内を終点とする延長２，５２０ｍの区間について、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第３種第３級（平地部）の規格に基づき建設する２車線のバイパス道路事業である。

①本件事業の施行により得られる利益については、狭小な道路幅員の解消及び道路線形の改良が図られるとともに、歩道及び堆雪帯が設置されることにより、車両等の安全かつ円滑な通行が確保されることから、幹線道路、観光道路及び生活道路としての機能の向上について相当の寄与が見込まれる。

②一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）等による環境影響評価の対象の事業規模となっていないこと、また、当該地域は、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）の規定に基づく「自然環境保全地域」等に指定されていないこと等から軽微なものであると考えられる。

③さらに、本件事業の事業計画は、現道拡幅案、山側バイパス案及び谷側バイパス案の３案について、用地面積及び要移転家屋等の社会的項目、工事内容及び工事施工の難易度の技術的項目並びに経済性の面から比較検討を行っており、概要は次のとおりである。

ⅰ）現道拡幅案は、用地面積が３案中最も少ないという利点はあるが、要移転物件が３案中最も多く、住家の移転を含んでいることから、地域住民に与える影響が大きい。また、工事施工においては、現道交通確保のため、片側交互通行等の煩雑な交通規制を伴うことなどから、工事の施工性に劣る。

ⅱ） 山側バイパス案は、要移転物件が３案中最も少ないという利点はあるが、切土区間において、湧水・法面対策を必要とするため、工事の施工性に劣る。また、事業費が３案中最も高い。

ⅲ）谷側バイパス案は、用地面積及び要移転物件数が３案中中位であるが、要移転物件はすべて非住家であることから、地域住民に与える影響は比較的小さい。また、工事施工においては、平地部の盛土工事が主体であるため施工性に優れ、事業費も３案中最も経済的である。

以上のことから、本件事業の事業計画は、谷側バイパス案のルートに決定したものであるが、社会的項目、技術的項目並びに経済性について、総合的に優れる案を採用している。

④また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

⑤①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益を、③で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、④で述べたように、起業地の範囲も本体事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

（４）土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

本件事業は、狭小な道路幅員の解消及び道路線形の改良を図るとともに歩道及び堆雪帯を設置することにより、車両等の安全かつ円滑な通行の確保を図るため、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

（５）結論

（１）から（４）で述べたように、本件事業は土地収用法第２０条各号の要件を充足するものと判断される。したがって、本件事業は、土地収用法第２０条第３号「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」を始めとする同条に掲げる

各要件並びに手続法審査基準の定める各要件を充足しているものと判断すべきである。

以上により、秋田県より申請のあった一般国道１０３号改築工事（秋田県鹿角市十和田大湯地内）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。